

公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領

I プライズテスト

1. 公認スノーボードバッジテスト規程第10条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストの種目については、次のとおりとする。

① クラウンプライズテストの実技テスト種目

- ミドルターン（総合斜面ナチュラル）
- ショートターン（総合斜面ナチュラル）
- フリーラン（総合斜面ナチュラル）

② テクニカルプライズテストの実技テスト種目

- ミドルターン（総合斜面ナチュラル）
- ショートターン（総合斜面ナチュラル）
- フリーラン（総合斜面ナチュラル）

(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併合して実施することができる。

(4) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

(5) 採点基準については、次のとおりとする。

① クラウンプライズテスト

- a 実技テストは、公認スノーボードA級検定員資格を有する主任検定員を含めた3名以上の検定員有資格者が実施し、その平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。
- b 実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が240ポイント以上をもって合格とする。

② テクニカルプライズテスト

- a 実技テストは、公認スノーボードA級検定員資格を有する主任検定員を含めた3名以上の検定員有資格者が実施し、その平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。
- b 実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が225ポイント以上をもって合格とする。

II 級別テスト

2. 公認スノーボードバッジテスト規程第19条に基づき、公認スノーボード級別テストの基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストは、次のとおりとする。1級は実技テストとし、公認スノーボー

ドA級又はB級検定員資格を有する主任検定員を含めた2名以上の検定員有資格者が実施する。2級以下は講習内テストとし、検定員有資格者1名以上が実施する。

① 1級テストの実技テスト種目

○ミドルターン（中斜面）

○ショートターン（中斜面）

○フリーラン（中斜面）

a 実技テストは、検定員2名以上の合計ポイントの平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。

b 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。

c バッジテスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の会員登録または暫定会員登録をしなければならない。

② 2級テスト

○ミドルターン（緩中斜面）

○ショートターン（緩中斜面）

○フリーラン（緩中斜面）

a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。

b 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。

③ 3級テスト

○ミドルターン（緩斜面）

○スリップto スリップ（緩斜面）

○フリーラン（緩斜面）

a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。

b 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が180ポイント以上をもって合格とする。

④ 4級テスト

○ストレートランニング～ストップ（ごく緩い斜面）

○フリーラン（緩斜面）

a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。

b 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が110ポイント以上をもって合格とする。

⑤ 5級テスト

○サイドスリップ（緩斜面）

○フリーラン（緩斜面）

a 講習内テストとし、検定員が講習の中で技術課題を指導しながら行う。

b 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が100ポイント以上をもって合格とする。

(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(3) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テスト及び講習内テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

3 . この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年 6月 7日 制定
平成12年 9月20日 改正
平成18年11月 1日 改正
平成23年 9月20日 改正
平成25年 7月 9日 改正
平成26年 4月15日 改正
平成29年 7月15日 改正
平成29年 8月22日 改正
令和 3年 9月27日 改正
令和 5年 4月20日 改正